

令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 国 外1名

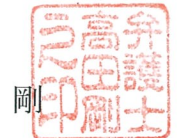
調査嘱託申立書

令和4年5月11日

東京地方裁判所 民事第34部甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

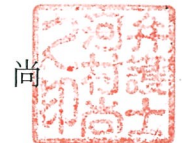
弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



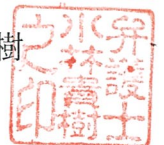
弁護士 河 村



弁護士 瀬 川



弁護士 小 林 貴 樹



原告らは、下記記載の嘱託先に対する、下記記載の各調査事項に関する調査嘱託を申立てる。

記

1 証明すべき事実

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定め

る省令（貨物等省令）第2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との要件（以下「本件要件ハ」という。）に関する、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の解釈運用

2 嘱託先

東京都千代田区霞が関1丁目3-1

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課長

2 調査事項

(1) 貴殿は令和4年4月18日付け東京法務局訟務部長宛「争訟事件に関する資料の提供について（依頼）に対する回答について」にて、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈について別紙のとおり回答を行っていますが、別紙記載の1～3の各解釈（以下「本各解釈」という。）は、貴省貿易経済協力局貿易管理部内の解釈として、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点においても同様でしたか。

また、同様である場合、その根拠となる具体的な事実をお示しくください。

(2) 貴省は、平成25年に輸出貿易管理令及び貨物等省令を改正して噴霧乾燥機を我が国における規制対象に追加する立法過程ないし立法後において、本件要件ハに関して本各解釈を行う旨を明示的に公表するなど、事業者向けに周知するための措置を講じたことがありますか。

また、講じたことがある場合、具体的にいつ、どのような方法で、どのような内容について周知措置を講じましたか。

(3) 貴省は、平成25年に輸出貿易管理令及び貨物等省令を改正して噴霧乾燥機を規制対象に追加した後、平成30年2月21日までの間において、大川原化工機株式会社に対し、貴省として本件要件ハに関して本解釈を行う旨を通知するなど、本各解釈を知らしめるための措置を講じたことがありますか。

また、講じたことがある場合、具体的にいつ、どのような方法で、どのような内容について知らしめるための措置を講じましたか。

- (4) 貴省職員は、平成29年10月6日、同月13日、同月27日、同年11月2日、同月7日、同年12月1日、同月5日、同月8日、平成30年1月16日、同月26日及び同年2月2日に警視庁公安部職員と面談（12月5日については電話）し、大川原化工機株式会社製噴霧乾燥機が本件要件ハに該当する貨物か否かに関する相談を受けた際（以下「本件打合せ」という。）に、警視庁公安部職員に対し、貴省として本各解釈（1～3）に従って運用している旨を回答したことはありましたか。

また、回答したことがある場合、具体的にいつ、どのような内容を回答しましたか。

- (5) 本件打合せにおいて、貴省職員から警視庁公安部職員に対し、次のような趣旨の発言がなされたことはありましたか。また、これらについて発言がなされたことがある場合、具体的にいつ、どのような内容の発言がなされましたか。

- ①本件要件ハに関する貨物等省令の定めが曖昧である旨の発言
- ②貴省において本件要件ハの「殺菌」の解釈を明確に定めていない旨の発言
- ③オーストラリアグループ参加国において乾熱殺菌をもって規制該当としている国は他にない旨の発言
- ④他国との調和なく我が国だけ突出した規制を行うことに否定的な発言
- ⑤乾熱殺菌につき、温度が上がりにくい箇所があるのではないかとの疑問を呈する発言

以 上

(別紙)

1. 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第2条の2第2項第5号の2ハ（以下「本件要件ハ」という。）の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、このうち「殺菌」の方法については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用」と示している。

このうち、物理的手法の部分に「（例えば、蒸気の使用）」との記載があるが、蒸気の使用はあくまで例示であり、その殺菌の方法を一つの手法に限定したのではなく、あらゆる方法が含まれており、「乾熱殺菌」、すなわち加熱乾燥空気をを用いた殺菌方法も含まれる。

2. 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、「殺菌」の対象は「微生物」となる。この「微生物」とは、貨物等省令第2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指している。

3. 本件要件ハには、御指摘の曝露防止構造を有するか否かについて規定されていないため、本件要件ハに該当するか否かの判断にあたっては、当該曝露防止構造を有するか否かは影響しない。

※上記各下線は原告ら訴訟代理人による。